

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	敬老祝金給付事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課・市民生活部 支 所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	敬老祝金の給付に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 口座番号
記録範囲	給付を受ける年の 8 月 1 日現在市内に住所を有す る者で、当該年の 1 2 月 3 1 日までの間に満 7 7 歳、満 8 8 歳、満 9 9 歳以上の者
記録情報の収集方法	市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	敬老お祝い品対象者名簿
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	敬老お祝い品対象者の把握
記録項目	1 氏名、2 住所、3 自治会
記録範囲	75 歳以上の者のうち、7 月 1 日現在市内に住所を 有する者（当該年の 1 2 月 3 1 日までに 7 5 歳に達 する者を含む）
記録情報の収集方法	市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	老人クラブ連合会事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用目的	老人クラブ連合会事業の実施に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号
記録範囲	市内老人クラブ会員
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要介護高齢者介護手当事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	要介護高齢者介護手当の支給に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 口座番 号、6 要介護度、7 家族状況、8 居住状況
記録範囲	要介護高齢者と同居し、居宅において常時介護して いる家族
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要介護者紙おむつサービス事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	要介護者への紙おむつの支給に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 要介護度、7 課税
記録範囲	市内に住所を有し、かつ、市内に居住する在宅の要 介護者（40 歳以上）で、要介護 4・5 で失禁の状 態にある者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家族介護慰労金支給
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	慰労金の支給に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 課税・納税、4 口座番号、5 要 介護度
記録範囲	日常生活に著しい支障のあるねたきりの高齢者及 び重度の認知症性高齢者を介護している家族
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者生活支援短期入所事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	短期入所サービスの提供に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 電話番号、5 親 族状況
記録範囲	何らかの障害により日常生活を営むのに支障があ る高齢者及びその家族
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要介護高齢者訪問理美容サービス事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	要介護高齢者訪問理美容サービスの提供に関する 事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 要介護 度
記録範囲	理容院又は美容院へ行くことが困難な要介護 4・5 の高齢者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者入浴料助成事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	無料入浴サービスの提供に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 課税・ 納税、6 居住状況
記録範囲	入浴設備（浴室又はシャワー室をいう。）がない又 は故障等により使用できない住居に居住しており、 市民税非課税世帯に属している 65 歳以上の高齢 者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要介護高齢者ふとん乾燥等事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	ふとん乾燥等サービスの提供に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 課税・ 納税、6 要介護度
記録範囲	市内に居住する者で、要介護 4・5 で寝たきりの状 態にあり、世帯全員が市民税非課税の世帯に属する 者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緊急通報システム事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	緊急通報システムの設置に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 課税・ 納税、6 健康状態、7 家族状況、8 親族状況
記録範囲	身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で 常時注意を要するおおむね 65 歳以上の高齢者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	徘徊高齢者探知事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	徘徊高齢者探知サービスの提供に関する事務を行 う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 親族状況
記録範囲	徘徊高齢者及びその家族
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	徘徊高齢者等見守り事業
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	二次元コード付きシール配布に係る事務を行うた め。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 健康状態、7 家族状況、8 親族状況
記録範囲	おおむね 65 歳以上の在宅の認知症高齢者及びそ の家族等
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護予防に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	介護予防事業参加者の把握及び緊急時の対応
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 職業・職歴、7 運動能力、8 健康状態、9 家族状況、10 親族状況
記録範囲	介護予防事業参加者、介護予防ボランティア・サポーター・講師
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	認知症サポーター等養成事業に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	認知症サポーター等養成事業参加者の把握及び緊 急時の対応
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 職業・職歴、7 資格
記録範囲	認知症サポーター等養成事業参加者、ボランティ ア、キャラバンメイト
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活支援サポーター養成講座に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 高齢者福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	生活支援サポーター養成講座参加者の把握及び緊 急時の対応
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 電話番号
記録範囲	生活支援サポーター養成講座参加者、ボランティア
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター、社会福祉協議会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		